



平成22年分所得税の還付申告会を開催します

平成22年分所得税の還付申告を受付します。当日は、申告書を作成し、提出することができます。混雑が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しください。また、インフルエンザ予防のため、マスク等の対策をお願いします。

■日時／1月31日(月)、2月1日(火)、2日(水)
午前9時30分～11時、午後1時～3時

■場所／松伏町役場 第二庁舎3階 301会議室

■対象／・医療費控除を受ける方
・年末調整がお済みでない方
・年金受給者の方
※住宅借入金等特別控除の申告は受付できません。税務署へお願いします。

■必要なもの【共通】

- ①平成22年分の給与所得の源泉徴収票 (コピー不可)
- ②印鑑・筆記用具・計算器具
- ③還付金を受け取る預貯金(申告者名義)の金融機関名・口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

◇医療費控除を受ける方

- 前記①から④のほかに
- イ 平成22年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(原本)
(事前に支払先ごとに集計し、お持ちください)
 - ロ イの支払った医療費について、社会保険や生命保険などから補てんされた金額の分かる書類
(例：出産育児一時金や入院給付金など)

◇年末調整がお済みでない方

- 前記①から④のほかに
- イ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類
 - ロ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
 - ハ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

◇年金受給者の方

- 前記②から④のほかに
- イ 平成22年分の公的年金等の源泉徴収票 (コピー不可)
 - ロ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類
 - ハ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
 - ニ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

◇住宅借入金等特別控除を受ける方

当申告会では、受付できません。税務署へ申告をお願いします。申告にあたり用意する書類は下記のとおりです。

《新築・中古住宅の場合》

- 前記①から④のほかに
- イ 住民票の写し
 - ロ 家屋の登記簿謄本事項証明書
 - ハ 請負契約書又は売買契約書の写し
 - ニ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 - ホ 住宅ローンなどに含まれる敷地などの購入にかかるローンなどについて、この控除を受ける場合は、その敷地などの登記事項証明書及びその敷地などの売買契約書の写し
※中古住宅を購入された方については、控除を受けられない場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

《増改築などの場合》

上記イからニのほかに、建築確認済証の写し、検査済み証の写し又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書。

税理士事務所における無料相談会 (相談内容によっては有料となります。)

■日時／2月1日(火)～15日(火)(土、日、祝日を除く) 午前10時～正午・午後1時～4時

■場所／最寄りの各税理士事務所

■対象／①年金を受給している方 ②給与所得者で医療費控除を受ける方 ③年の途中で退職した方

※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部へ事前に電話連絡をお願いします。☎048-962-6131

所得税の事前還付申告ができます

■日時／1月4日(火)～(土・日・祝日を除く)

■場所／越谷税務署

※申告期間中(2/16～3/15)は大変混雑が予想されますので、還付申告の方は、早めに税務署への申告をお勧めします。

※確定申告は簡単で便利な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。